平成２２年（再ロ）第６号
青森県北津軽郡板柳町いたや町３丁目51番地
再生債務者　杉澤　和弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月24日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
平成２２年（再ロ）第３５号
宮城県仙台市太白区泉崎１丁目30番２―102号
再生債務者　佐藤　裕司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月24日
仙台地方裁判所第４民事部
平成２２年（再ロ）第５号
福島県本宮市荒井字南作75番地２メゾンラポヌールⅢ205号
再生債務者　入倉　智恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月24日
福島地方裁判所郡山支部再生係
平成２２年（再ロ）第３号
和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の2062
再生債務者　山中　孝一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月24日
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２２年（再ロ）第２１号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目４番17号
再生債務者　友田　清秀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月25日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２２年（再ロ）第９号
神戸市西区王塚台１丁目79番地505号
再生債務者　椎原　哲也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月25日
神戸地方裁判所明石支部再生係
平成２２年（再ロ）第１００号
大阪府豊能郡能勢町宿野433番地の107
再生債務者　石崎　孝信
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再ロ）第９５号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目９番７号
再生債務者　鳥越　清己
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再ロ）第３８号
横浜市南区吉野町５丁目22番地　メゾン和田202号室
再生債務者　渡部　昭久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月25日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２２年（再ロ）第４号
富山県滑川市有金54番地10
再生債務者　倉本　恵右
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月25日
富山地方裁判所

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年五月十四日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年二月七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年二月二十八日
掲載頁　一一一一頁（号外第三十九号）
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年二月二十八日
掲載頁　一一一一頁（号外第三十九号）
平成二十三年三月七日
岡山市北区今村六五二番地の一〇四
（甲）株式会社ティー・ワイ・ピー
代表取締役　山川　時良
代表取締役　山川もえ子
岡山市北区今村六五二番地一〇四
（Ｚ）株式会社ニッシャル
代表取締役　山川　時良

合併公告
左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年三月十六日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月十日
掲載頁　九十五頁（号外二三六号）
（Ｚ）確定した最終事業年度はありません。
平成二十三年三月七日
愛媛県今治市南高下町一丁目四番三号
（甲）株式会社今治デパート
代表取締役　井本　郁子
大阪市中央区島町二丁目一番一五号
（Ｚ）シティマネジメント株式会社
代表取締役　宮本　篤

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年三月七日
神奈川県鎌倉市由比ガ浜三丁目一一番四二号ライオンズマンション鎌倉由比ガ浜三〇一号室　合資会社メルカード・ポルトガル
代表社員　毛利　健

組織変更公告
当農事組合法人は、平成二十三年二月二十五日開催の臨時総会において、組織を変更して株式会社とすることを決議いたしました。
効力発生日は平成二十三年四月十一日であり、組織変更後の商号はこもろ布引いちご園株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。
平成二十三年三月七日
長野県小諸市大字大久保一一七三番地一
農事組合法人布引施設園芸組合
理事　倉本　強

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千二百三十六万円減少し、八千八百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月十日であり、株主総会の決議は、平成二十三年二月二十三日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年三月七日
名古屋市中区正木一丁目二番三五号
有限会社山縣屋
代表取締役　吉田　達弘

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年三月七日
熊本市武蔵ケ丘一丁目一五番一七号武蔵一番館一階
有限会社アバ
代表取締役　高山　孝助